

【改善内容】

「ご請求金額に満たない金額を振り込まれた場合、遅延利息があればまず遅延利息に充当し、次に残額をお支払い期日が先に到来したのから家賃、共益費、敷金の順で充当します。」

これは、当団体の要請を踏まえ、UR都市機構が従来の取扱いを見直し、1か月分の賃料に満たない額の振り込みであっても「預り金」とは扱わず、振り込み時にその振り込み額の全てを返済として扱うというものです。この返済により減少した元金部分については、その振り込みの時点から遅延損害金が発生しなくなり、残る元金のみが遅延損害金が発生することとなります。

以上の改善が図られたことから、当団体は、「お問い合わせ」活動を終了することとしました。UR都市機構からは、所要のシステム開発を行った上で、上記の取扱いの見直しについて2017年1月を目途に行う旨の回答があったため、見直し時期に合わせて本事案を公表する予定でした。

ところが、先般、UR都市機構から、システム開発に時間を要しているため、見直し時期を1年程度延期せざるを得ない旨の連絡がありました。

これに対して、当団体としては、早期に対応策をとられることを要請し、2017年3月17日に、当団体ホームページにて公表する文書の内容を

双方で確認しました。また、あわせて、「消費者の方へのアドバイス」も掲載しました。

【消費者の方へのアドバイス】

UR都市機構において、今後、所要のシステム開発を行った上で、取扱いが改められる見込みですが、そもそも、滞納をすれば元金に年14.56%もの遅延損害金がかかり、滞納が続けば賃貸借契約が解除されてしまう恐れもあります。

家計簿の作成等により、余裕のある収支を維持するように心がけ、家賃を滞納することは避けるべきです。また、どうしても支払が困難になった場合にはUR都市機構に事情説明を行ない、その原因によって、弁護士や司法書士（別に借金ができてしまった場合など）、公的機関の担当部署（収入が途絶えてしまった場合など）に速やかに相談を行うなどご検討ください。

当面、UR都市機構では現行の取扱いが継続されるため、1か月分の家賃に満たない金額は預り金として扱われます。

そのため、1か月単位で家賃を支払うように努めていただき、諸事情によって、1か月分の家賃に満たない金額を振り込まざるを得ない場合には、残金の支払い前にUR都市機構に連絡を入れ、「預り金と賃料債務を相殺（そうさい）するので、遅延損害金の額を計算し直すよう」に申し入れ、遅延損害金発生の原因を確認してください。

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称:KC's (内閣総理大臣認定 適格消費者団体)

**KC's NEWS**

No.66  
2017.5.31

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館5階  
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール:info@kc-s.or.jp HP:http://www.kc-s.or.jp/

**KC'sは、3月31日に、「特定適格消費者団体」の認定申請を行いました。**

昨年10月1日に施行された「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」により、内閣総理大臣に認定された「特定適格消費者団体」が、消費者の被害回復のための訴訟を提起することができるようになりました。

KC'sは、3月31日（金）、消費者庁を通じて、内閣総理大臣宛てに、「特定適格消費者団体」の認定申請を行いました。当日午前11時30分に、消費者庁に伺い、榎彰徳理事長より、消費者庁消費者制度課の加納克利課長に申請書類を手渡しました。

KC'sは、認定を受けた場合に、円滑に被害回

復関係業務を遂行できるよう、実務的な準備を着実にすすめてまいります。

※「特定適格消費者団体」の認定申請を行ったのは、消費者機構日本（COJ）に続いて、2団体目となります。COJは、昨年10月3日に申請し、同年12月27日に第1号の認定を受けています。



**4月15日に、第1回くらしクリエイティブフォーラム in 関西「輝け消費者『チェンジメーカーズ』から学ぶこと」が開催されました。**

4月15日に、第1回くらしクリエイティブフォーラム in 関西が開催され、約120名の参加がありました（会場：エル・おおさか南館）。

このフォーラムは、消費者団体による実行委員会と大阪府の共催で開催されてきた「大阪府消費者研究発表大会」が終了したことを受け、それに代わる集まりを持ちたいと考えた消費者団体が、実行委員会を立ち上げ自主的に企画したものです。8つの消費者団体からなる実行委員会が主催し、KC'sも実行委員会に参加してきました。

実行委員長のKC's袋井邦昭事務局員から開会

挨拶があり、「チェンジメーカーズ～消費者の権利のための闘い」が上映され、上映前には、日本語版の作成に中心的な役割を果たされたNPO法人消費者ネットジャパン理事長のタン・ミッシェルさんから映画の背景のご紹介がありました。上映後には、国民生活センター理事長の松本恒雄さんより「ケネディ大統領の消費者教書と日本における消費者の権利のための闘い」をテーマに基調講演がありました。

実行委員会参加8団体からの研究発表の後、全体を通してのミニ・シンポジウムを行いました。パネリストには、タン・ミッシェルさん、松本恒雄さんに加え、実行委員団体から大学生協関西北陸事業連合の矢垣綾香さん（大学生）と安全食品連絡会の嶋村洋子さん、コーディネーターをKC's坂東俊矢常任理事が務めました。

アンケートからは、「大学生が参加していることに希望を感じた」「いろいろな団体の活動があることが分かって勉強になった」等の声が寄せられ、米国の消費者運動の歴史を学び、日本の消費者運動を振り返り、消費者団体の役割を考える良い機会となりました。



KC's は特定適格消費者団体をめざします。

行事のご案内

**2017年度KC's通常総会・総会記念シンポジウムのご案内**

今年度の通常総会・総会記念シンポジウムを下記の通り開催します。シンポジウムでは、消費者の被害情報を得た「特定適格消費者団体」が、どのように検討を行い、消費者被害回復の訴訟をすすめていくのかの一端を、参加者に『模擬体験』していただく予定です。

■開催日時：6月24日（土）13：30～17：00（予定）

■開催会場：新大阪丸ビル別館4-3号室（住所：大阪市東淀川区東中島1丁目18-22）

※JR新大阪駅東口より徒歩2分、地下鉄御堂筋線新大阪駅⑤出口より徒歩8分。

■開催内容（予定）：

- 1. 「通常総会」 13：30～14：30
- 2. 「総会記念シンポジウム」 14：50～17：00

〈シンポジウムテーマ〉：「新しい消費者被害回復制度を、わたしたちの制度として使うために ～もっと知りたい！特定適格消費者団体！～新しい消費者被害回復制度を『模擬体験』で学びます Part II-

- (1) 模擬体験：「被害情報からどのように検討して、訴訟をすすめるのかを体験します！」
- (2) グループディスカッション：「体験しての感想、疑問を出してみましょう！」
- (3) 説明：「訴訟が終了し、消費者に被害金がどのように分配されるのか学びましょう！」
- (4) グループディスカッション：「この制度を円滑に活用するために、わたしたちで何ができるのか考えましょう！」

■参加費：無料。どなたでも参加いただけます。

■お問い合わせ・お申し込み先：KC's事務局（TEL：06-6920-2911）





### 3月25日に、日本弁護士連合会、大阪弁護士会主催シンポジウム「地域で防ごう消費者被害in大阪」が開催されました。

3月25日に、日本弁護士連合会、大阪弁護士会主催のシンポジウム「地域で防ごう消費者被害in大阪」が開催され、約200名の参加がありました（会場：大阪弁護士会館）。

このシンポジウムは、高齢者の消費者被害が増加している中、地域での取り組みが重要になっており、大阪府内での関係各層の様々な取り組み報告から、今後の消費者被害の予防と救済のあり方を考えていくことを目的に開催されました。

近畿圏の各弁護士会、日本司法書士会連合会や消費者団体などが共催し、消費者庁、消費者委員会、国民生活センター、警察庁、大阪府、大阪市、堺市、大阪府警察本部、大阪府老人クラブ連合会、大阪市民生委員児童委員協議会、大阪府社会福祉協議会など高齢者の消費者被害に関係する幅広い団体から後援がありました。KC'sも後援団体として参加しました。

内閣府消費者委員会の河上正二委員長からの特別講演「被害防止のための地域の役割と期待」、大阪弁護士会消費者保護委員会の松尾善紀委員長からの基調報告「被害防止の手法と取り組みについて」の後、地方自治体、警察、社会福祉協議会、老人クラブ、自治会、生活協同組合、消費者団体などから、高齢者の消費者



被害の予防と救済に関わる様々な取り組み報告がされました。

報告等のあった団体は以下の通りです。大阪府警察本部生活安全指導班、堺市社会福祉協議会、交野市、大阪府福祉部、交野市妙見坂連合自治会、堺市立消費生活センター、大阪府老人クラブ連合会、池田市友愛クラブ連合会、大阪よどがわ市民生協、大阪府消費生活リーダー会、KC's。

最後に、シンポジウム実行委員長、大阪弁護士会消費者保護委員会委員の国府泰道弁護士より、このシンポジウム開催を機に、引き続き、関係する団体が連携しながら高齢者等の消費者被害を防ぐための地域づくりに取り組んでいこうと、今後の取り組みについて提案がありました。

### 4月28日に、「特定非営利活動法人 消費者スマイル基金」の設立総会が開催されました。

4月28日に、「特定非営利活動法人 消費者スマイル基金」の設立総会が開催され、約50名が参加し、設立が確認されました。当日は、松本純内閣府特命担当大臣からも来賓挨拶をいただき、総会終了後には、内閣府消費者委員会 河上正二委員長の記念講演も行われ、熱気あふれる総会となりました。

この基金は、新しい消費者被害回復制度を担う「特定適格消費者団体」への支援が求められている中、全国消費者団体連絡会が中心となり、財政的支援の基盤となるべく設立準備を進めて



きたものです。

基金では、「特定適格消費者団体」だけでなく、「消費者団体」において取り組まれている消費者相談を受けての助言・あっせん、裁判外紛争解決機関（ADR）の運営、「適格消費者団体」での差止請求訴訟制度の活用など公益的活動に対して、資金的な支援を行うことが目指されています。

☆KC'sも賛助団体会員としてこの基金に参加しています。

☆詳しくは、「消費者スマイル基金」HPをご覧ください。http://www.smile-fund.jp/

#### 《提言要請活動》

- 4月26日、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長、内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会座長宛てに、「内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会の論点に関する意見書」を提出しました。
- 5月8日、消費者庁へ「第3期『消費者基本計画工程表』改定素案に対する意見」を提出しました。

### 差止裁判・申入れ活動について

(1) エクササイズスタジオ「ピラティススタイル」を運営する株式会社ぜんに対して「ご連絡」を送付していましたが、回答を受領しました。

消費者からの情報提供を受け、同社の会則等の内容について検討したところ、消費者契約法に照らして疑義が生じると思われる事項が確認されたため、同社に対して2016年11月25日付「申入れ兼要請書」を送付し、回答を受領していました。



しかし、当団体の申入れ等に対し回答のない項目があるため、あらためての回答を求め、2017年1月24日付「ご連絡」を送付し、2017年2月7日付「回答」を受領しました。

今回、2017年2月7日付「回答」内容が実施されているか確認する資料の送付を求め、2017年3月24日付「ご連絡」を送付していましたが、2017年4月5日付回答を受領しました。

(2) 結婚相手紹介サービスを運営する株式会社AIZENに対して、この間の回答内容の実施について誓約することを求め、「ご通知」を送付しました。

同社が運営している結婚相手紹介サービスについて、契約書の中途解約の条項について特定商取引法上及び消費者契約法上の疑義があるとして、お問い合わせ、申入れ活動をすすめ、同社より回答を受領していました。



しかし、この間の同社とのやりとりでは、同社の回答内容が実施される確証が得られず、条項を削除するという同社の当団体に対する約束を守っていただくために「誓約書」にて誓約し、もし誓約に反したときには、当団体に対し違約金（民事罰）を支払う旨を約束することを求め、2017年3月28日付「ご通知」を送付しました。

なお、適格消費者団体が、このような違約金を受領することは、消費者契約法第28条第1項4号により認められています。

(3) 簡易生命保険の約款をめぐる問題について、独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して、「再々要請書」を送付していましたが、回答を受領しました。

簡易生命保険の約款をめぐる問題について、当団体で独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保

険管理機構に対して要請活動を行っています。

同機構に対して、当団体からの要請事項の実施時期及び内容についてお知らせいただくとともに、実施に時間がかかるのであれば、契約者への簡便な告知をいただくことなどを求めて、2017年3月2日付「再々要請書」を送付していましたが、2017年3月30日付「回答」を受領しました。

同機構からの主な回答内容は、以下の3点です。

- ①実施時期については2017年10月である。
- ②契約者への簡便な通知・チラシの作成については検討していない。
- ③改定の準備が整い次第、当団体に送付する。

### (4) UR都市機構の家賃の延滞等の遅延損害金の取扱い等に関する検討及び意見交換の結果の公表

「UR都市機構」は、管理する賃貸住宅において、賃料を滞納している入居者が、その滞納している賃料の一部のみを振り込んだ場合、これが1か月分の家賃に満つる金額については返済と扱うが、1か月分の家賃に満たない部分については返済として扱わず、預り金として預かるという取扱いをしていました。

しかし、このような方法によれば、入居者が滞納賃料の一部を振り込んだ部分についても、振り込み額が1か月分に達するまで、遅延損害金が発生し続けるということになってしまいます。

家賃を滞納される方は諸事情によって生活に余裕が無いことが通常であり、当団体としては、このような取扱いが、消費者契約法に定める遅延損害金割合の上限に関する規定（同法9条2号）に反する可能性があると考え、無視できない問題として取り上げることとしました。

当団体は、2015年4月28日付で「お問い合わせ」を行い、その後、書面及び面談の方法で、意見交換を行いました。

UR都市機構からは、「民法の原則（債務の本旨弁済）に従った妥当な取扱いである」旨の回答がありましたが、当団体から消費者の利益にかなうよう取扱いの見直しを要請し、その結果、2016年3月9日付「回答」にて、次の通りの回答を受領しました。

